

令和4年第5回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和4年5月17日(火) 午前8時50分～午前10時44分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (12人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄

4 欠席委員 (1人)

13番 佐 山 秀 夫

5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・中野地区	櫻 庭 太 志
・六郷地区	加 藤 浩 揮		

6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人)

・山形地区 山 口 貴 佳

7 議事参与の制限委員 (3人)

2番 今 隆 俊	4番 長 内 康 之
11番 木 立 康 行	

8 付議案件

報告第10号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第11号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第12号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書の受理について
議案第22号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第23号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第24号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第25号	農用地利用集積計画の決定について
議案第26号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第27号	令和4年度最適化活動の目標の設定等について

9 事務局職員

事務局長	中	田	憲	人
事務局長補佐	工	藤	英	樹
農政農地係長	福	士	博	幸
主 査	山	田	和	晶
主任主事	齋	藤	伸	恵
主 事	工	藤	慎	也

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 本日は、13番佐山秀夫委員、山口貴佳推進委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。
議長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議長	ただいまから、令和4年第5回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、7番工藤勝彦委員、8番大平成年委員にお願いします。 書記には事務局の工藤補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工藤主事	報告第10号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和4年4月受理分は、相続が6件、総面積23,915㎡、田が16筆13,419㎡、平畑3筆9,874㎡、樹園地が1筆622㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、次に、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
工 藤 主 事	報告第11号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。4ページをご覧ください。 受付番号7番は、大字浅瀬石字村元の田、1, 647㎡を賃貸人の都合により、令和4年4月6日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
山 田 主 査	報告第12号は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画の認可に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙6ページから説明します。 農地中間管理事業における農地利用配分計画が、令和4年4月20日付けで認可公告されました。 使用貸借権設定では、整理番号1番から2番で件数は2件、田が3筆8, 089㎡、期間は4年6か月となっております。 7ページへ移ります。 賃借権設定では、整理番号11番1件で、田が1筆6, 004㎡、期間は4年1か月、賃借料は10a当たり10, 000円となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第22号につきましては、4番長内康之委員が代理人になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (長内康之委員退席) それでは、議案第22号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の

	許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
齋藤主任主事	議案第22号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。別紙で説明いたします。 9ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号3番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、3,562㎡を経営規模拡大のため5年間貸借するものです。 譲渡人が病気のため、耕作することが難しくなったことから申請に至りました。 受付番号4番は、大字沖浦字大巻前の平畑、ほか2筆合計5,175㎡を5年間親から子へ貸借するものです。 譲受人は農地を所有していないため、新規農家としての申請となります。 次ページをご覧ください。 (2) 賃借権設定です。 受付番号5番は、追子野木二丁目の田、1,639㎡を経営規模拡大のため3年間貸借するものです。 今回は、譲渡人、譲受人の双方が農地法第3条の法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となっています。 受付番号6番と7番は、申請人の都合により、令和4年5月16日付けで取下げとなりました。 12ページをご覧ください。 (3) 所有権移転です。 受付番号13番は、大字大川原字蛭貝沢の平畑、ほか2筆合計45,103㎡を弟から姉へ贈与により取得するものです。 受付番号14番は、大字牡丹平字柏木山の樹園地、ほか3筆合計3,668㎡を贈与により取得するものです。経営継承によるもので、親から子への贈与となります。 13ページをご覧ください。 受付番号15番は、大字牡丹平字柏木山の樹園地、ほか2筆合計4,384㎡を贈与のため取得するものです。経営継承によるもので、親から子への贈与となります。 受付番号16番は、大字上山形字田山堰下の平畑、2,619㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号17番は、青山の田、2,409㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員から報告があります。

	今回は、コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地確認を行った3番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回申請があった農地について、去る5月10日、高橋英子委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、5月9日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号3番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後は、りんごの栽培が行われます。譲渡人が病気により、営農が難しくなったため、申請に至りました。 受付番号4番は、新規農家のため、聞き取りした内容を報告します。現況は平畑で、権利取得後は、えだまめの栽培を行うとのことです。 譲受人は、3年前から父親のもとで、大根と人参の栽培を手伝っていたとのことで、連作障害を改善するため、新たにえだまめの栽培を行うとしています。 農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、草刈機やブームスプレーヤーは父親が所有しているものを借入し、収穫や選別の機械は、今後、購入を考えているとのことです。 収穫したえだまめの出荷先は、農協と移出業者を予定しており、生産等技術指導については、農協の指導員から受けることとしている、とのことです。 また、将来的に経営規模を拡大していくとのことで、農業経営に対する意欲も十分に感じられ、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号5番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、取得後も水稻の栽培が行われます。 (3) 所有権移転です。 受付番号13番は、弟から姉への贈与のための申請です。現況は平畑で、取得後はやさいの栽培が行われます。譲受人が以前から当該農地でやさいの栽培をしており、譲渡人による営農が難しいため、今回申請に至りました。 受付番号14番と15番は、贈与のための申請です。現況は樹園地で、取得後はりんごの栽培が行われます。親から子への経営継承によるものです。 受付番号16番は、経営規模拡大のための申請です。現況は平畑で、取得後はりんごの栽培が行われます。 譲渡人が高齢により、営農が難しくなったため、申請に至りました。 受付番号17番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、取得後はシャインマスカットの栽培が行われます。 今回申請があった8件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。

	以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤孝文委員	受付番号6番と7番は、何故取下げになったのですか。
齋藤主任主事	営農資金不足により取下げられました。
佐藤孝文委員	営農できないということですね。わかりました。
議 長	他にございませんか。 質問がありませんので、本案については原案のとおり決定したいと存じますがご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第22号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第23号につきましても、4番長内康之委員が代理人になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から引き続き終了まで退席となります。 それでは議案第23号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第23号は、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙15ページから説明いたします。 受付番号4番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、大字袋字富岡、登記地目・現況地目ともに田、となっております。 面積は、1,067㎡であり農業用集出荷施設として利用するものです。 農地区分では、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である「指定用途に供されるもの」に該当することから、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、申請書及び添付書類の審査等を行った委員から報告があります。
議 長	それでは、聞き取り及び申請書、添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、3番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回、4条申請があった土地について、去る5月10日、高橋英子委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、5月9日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。

	受付番号４番は、農業用集出荷事業用施設用地として利用するための申請です。 場所は、青森県立黒石養護学校から南西へ約７３０ｍに位置しており、周辺は、田及び畑となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請者は、りんごの有利販売のため、集出荷施設を利用した販売方法に切り替えていきたいとのことで、申請に至ったとのことです。 周辺の農地への被害防止策としては、雨水は自然浸透及び隣接する側溝に放流し、また、生活雑排水は合併浄化槽により処理し、隣接する側溝に放流するとのことです。 以上が、今回の申請について、聞き取り及び事前調査で撮影された現地写真・事務局職員からの状況説明及び申請内容等を審査した結果、資金計画、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画から判断して、転用することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	今回の申請は、分筆は行っているのですか。
福 士 係 長	農業用施設として、全体の土地利用を見込んでありますので、分筆は行いません。
佐藤国雄委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、議案第２３号は、原案のとおり決定いたします。 （長内康之委員指定席に着く） それでは議案第２４号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第２４号は、農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。内容について、別紙１７ページから説明いたします。 受付番号４番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、袋井町字川原田、登記地目、現況地目ともに田、面積は、８１２㎡であり太陽光パネル設置用地としての申請です。 農地区分では、第三種農地に該当しますので、問題ないものと思われます。

	受付番号５番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、大字花巻字村北、登記地目、現況地目ともに畑、面積は２筆合計６３７㎡となっております。 第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続に該当し、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、申請書及び添付書類の審査等を行った委員から報告があります。
議 長	それでは、聞き取り及び申請書、添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、３番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回、５条申請があった土地について、去る５月１０日、高橋英子委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、５月９日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号４番は、太陽光パネル設置用地として利用するための申請です。 場所は、市役所境松庁舎から南東へ約４００ｍに位置しており、周辺の状況は、東、西及び北側は田、南側は申請者が所有する太陽光パネル設置用地です。 申請の理由について聞き取りしたところ、この申請地の区域は、障害物もなく日照条件が良いことから、太陽光発電に適しているとし、この土地を選定したとのことです。 再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けております。 安全対策として、フェンスを設置し、土地造成は盛土をしないため、雨水は地下浸透、土砂流出はしないとのことで、周辺農地への影響はないものと思われます。 受付番号５番は、農家住宅建築用地として利用するための申請です。 申請の理由について聞き取りしたところ、現在の居宅が向かいにあり、また、営農上都合が良かったため選定したとのことです。 周辺農地への影響ですが、雨水は地下浸透、生活雑排水は、合併浄化槽で処理し、周辺の水路に放流するとのことです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び事前調査で撮影された現地写真・事務局職員からの状況説明及び申請内容等を審査した結果、資金計画、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画から判断して、転用することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じます。

	すが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第24号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第25号につきましては、2番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また、私の親族が、審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたします。議長を佐藤孝文職務代理者をお願いします。 (木立康行会長、今隆俊委員退席)
議長 (職務代理者)	議案第25号の審議終了まで議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 それでは、議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
山田主査	議案第25号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が17件、所有権移転が4件です。 別紙19ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号39番は、大字牡丹平字木田橋の田、3,274㎡を10年間10a当たり11,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号40番は、ちとせ一丁目の田ほか2筆、合計7,634㎡を10年間10a当たり11,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号41番は、大字花巻字長坂南の田ほか2筆、合計2,733㎡を3年間10a当たり15,000円で、再設定するものです。 受付番号42番は、借人が病気となったため、令和4年5月9日付けで取下げとなりました。 受付番号43番は、大字赤坂字西田の田ほか5筆、合計6,727㎡を5年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号44番は、大字黒石字浄光寺の田、7,116㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号45番は、大字竹鼻字宮元の畑、3,604㎡を3年間10a当たり5,000円で、再設定するものです。 受付番号46番から56番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号46番は、松原の田、4,700㎡を10a当たり10,000円

	で10年間の設定です。 受付番号47番は、大字目内澤字下田表の田ほか2筆、合計1,994㎡を10a当たり10,900円で10年間の設定です。 受付番号48番は、相野の田ほか3筆、合計4,417㎡を10a当たり10,900円で10年間の設定です。 受付番号49番は、松原の田ほか2筆、合計17,587㎡を10a当たり10,900円で10年間の設定です。 受付番号50番は、松原の田、6,547㎡を10a当たり10,900円で10年間の設定です。 受付番号51番は、大字黒石字浄光寺の田ほか2筆、合計8,983㎡を10a当たり12,000円で10年間の設定です。 受付番号52番は、田中の田ほか3筆、合計3,114㎡を10a当たり7,000円で10年間の設定です。 受付番号53番は、富田の田、5,955㎡を10a当たり16,300円で10年間の設定です。 受付番号54番は、大字竹鼻字北野田の田ほか4筆、合計3,531㎡を10a当たり10,900円で10年間の設定です。 受付番号55番は、大字三島字宮元の田ほか4筆、合計4,442㎡を10a当たり8,000円で10年間の設定です。 受付番号56番は、追子野木二丁目の田ほか3筆、合計13,455㎡を10a当たり7,000円で5年間の設定です。 24ページへ移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号17番は、大字南中野字上平の畑、1,991㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号18番は、大字浅瀬石字村元の田ほか2筆、合計1,718㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号19番は、大字三島字宮元の田ほか2筆、合計2,526㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号20番は、大字大川原字木ノキ沢の畑、2,199㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第25号は原案のとおり決定いたします。 それでは、審議が終了いたしましたので、木立会長と交代いたします。 ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長、今隆俊委員指定席に着く)
議長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 次に、議案第26号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を 議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福士係長	議案第26号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2 項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるも のであります。 内容について、別紙で説明いたします。 27ページをご覧ください。 受付番号9番は、変更区分、農振農用地区域への編入です。 農地の所在は、大字花巻字村北、登記地目は畑、現況は樹園地であり、変更 面積は、6,007㎡です。 受付番号10番は、変更区分、農振農用地区域への編入です。 農地の所在は、大字下山形字下目内、登記地目は田、現況は樹園地であり、変 更面積は、2,665㎡です。 受付番号9番、10番ともに申請地は、農村集落周辺にある農地であり、用 途外区域となっております。果樹経営対策支援事業の活用のための申請であり、 その他の法律においても区域指定されていないため、問題ないものと思われま す。 受付番号11番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 資材置き場用地として利用するため、農用地から除外するものです。 申請地の農地区分は第一種農地と判断されますが、東側隣地に事業所があり、 また、同一集落と接続していることから、農振除外後も転用することに問題な いものと思われます。 受付番号12番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 農地の所在は、大字浅瀬石字山元、登記地目は田、現況は畑となっており、 面積は1,648㎡のうち、162㎡です。 申請地の農地区分は第一種農地と判断されますが、東側、南側隣地に同事業 者の資材置き場があり、既設敷地の二分の一を超えない敷地拡張であることか ら、農振除外後も転用することに問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議長	それでは、聞き取り及び申請書、添付書類の内容確認並びに申請地の現地調

	査を行った、3番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回、農振農用地区域からの除外及び農用地への編入の申請があった土地について、去る5月10日、高橋英子委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りした結果を報告します。 受付番号9番、10番は、りんご畑の品種更新のため、農業補助事業を活用するために、農振農用地区域へ編入するものです。 受付番号9番、場所は28ページ、図面番号9のとおり、山形碎石株式会社から南へ90mに位置しております。 受付番号10番、場所は29ページ、図面番号10のとおり、東雲幼稚園から西へ約130mに位置しております。 申請地の現況は、従前から、りんご畑であり、農業補助事業を活用して、優良品種へ更新するということですので、農振農用地区域に編入することに問題ないものと考えられます。 受付番号11番、12番は、農振農用地区域からの除外です。 受付番号11番、場所は30ページ、図面番号11番のとおりで、資材置き場用地として利用するものです。 場所は、黒石警察署から南東へ約400mに位置しております。 申請地の現況は田で、周辺の状況は、東側は申請者の事業所、北側、南側は田、西側は宅地となっております。 申請地の位置から判断して、農振農用地区域から除外後は、転用見込みがあるため、農振除外することに問題ないものと考えられます。 受付番号12番、場所は31ページ、図面番号12のとおりで、資材置き場用地として利用するものです。 場所は、浅瀬石水稻生産組合から東へ約500mの位置しております。 現況は畑となっており、周辺の状況は、東側、南側は、申請者の資材置き場用地、北側は河川、南側は田となっております。 申請地周辺の土地利用から判断して、農振農用地区域から除外後は、転用見込みがあるため、農振除外することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	12番について、詳しくお知らせください。
福士係長	受付番号12番の申請についてですが、以前に農振除外及び農地転用許可のときに、許可権者の判断において、既存の敷地の二分の一以内のところ、概ねの判断をすることなく、一筆を複数年度に分けて許可申請するよう指示されたもので、今回の申請に至りました。
佐藤国雄委員	わかりました。

議 長	他に、ご質問ありませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第26号は、原案のとおり決定いたします。 次に議案第27号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 補 佐	議案第27号は、農業委員会の適正な実務実施に係る令和4年度の最適化活動の目標と設定等について、別冊のとおり青森県及び東北農政局に報告するため意見を求めるものであります。 ご説明いたします。 こちらは、農業委員会等に関する法律第37条により農業委員会は、事務の実施状況を公表しなければならない。と規定されていることから、公表するにあたり、意見を求めるものです。 公表方法としては、市及び全国農業会議所のホームページにて公表を予定しております。 別紙をご覧ください。 令和4年度最適化活動の目標の設定等です。 I 農業委員会の状況についてですが、ここにある数値は、農林業センサス、農林課及び農業委員会の調査により数値を抽出しております。 2の農家・農地等の概要は3月末時点で、総農家数1,412戸、農業従事者数は、1,894人、認定農業者数は269人となっています。また、市内の耕地面積の田は、1,620ha、畑は、1,890haとなっています。 次ページをご覧ください。 II 最適化活動の目標についてです。 1の最適化活動の成果目標です。 (1) 農地の集積になります。 ①現状及び課題については、現状の集積率53.3%、課題は、農業従事者の高齢化や離農により、担い手が減少している。特に、樹園地においては、機械化による作業の効率化が進まないことや、労働力不足が深刻であるため、集積が進まない傾向にある、としております。 ②の目標については、現在、市の基本方針に併せ、令和12年度に集積率90%を目標としており、今年度の集積目標面積は83haとしております。 (2) 遊休農地の解消です。

	①現状及び課題としては、遊休農地の多くが中山間地域に存在し、条件不利地であるうえ、高齢化、後継者不足により農業従事者が減少しているため、担い手の育成等労働力の確保が課題である、としております。 ②目標に関しては緑区分の解消目標面積を8.4haにしました。 次ページをご覧ください。 (3) 新規参入の促進です。 ①の現状は、これまでの実績となっており、課題は、新規参入者の営農類型に見合った農地情報の収集と情報提供でのマッチングが課題であり、離農者の増加に伴い新たな担い手確保が重要になることから、農業に参入しやすい環境を整えていく必要がある、としております。 次に、2 最適化活動の活動目標です。 (1) 毎月の活動日誌の活動目標を6日としました。 (2) 強化月間につきましては、年4回、8月から9月までの管内農地の一斉パトロールの実施、12月は、所有者への営農再開意向確認、営農意向調査、1月は、経営開始資金等助成事業や農地のあっせん情報の提供、営農相談等といたしました。 (3) 新規参入相談会への参加状況につきましては、今後、新規就農フェアなど開催された場合に、委員の方々に出席していただきたいと思っておりますが、今のところは未定となっております。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	遊休農地の緑区分、黄区分とは何ですか。
工藤補佐	緑区分とは雑草が繁茂しているがトラクター等で耕起すれば利用可能な農地、黄色区分は人の背丈以上の雑木が生え、重機等で耕起すれば利用可能な農地になります。
佐藤国雄委員	わかりました。
議長	他にご質問はありませんか。ご質問がないようなので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第27号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和4年第5回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前10時44分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年5月17日

議 長 水 立 康 行

議事録署名者 工 藤 勝 彦

議事録署名者 大 平 成 年